

伊賀地域新総合専門高等学校地域人材育成会議設置要綱

(設置)

第1条 伊賀地域に設立する新総合専門高等学校(以下、新総合専門高等学校という。)において、「力」と「志」をもった職業人を育む教育活動を、産業界及び行政機関と一体になって推進し、もって地域で活躍できる人材を育成、輩出するために、伊賀地域新総合専門高等学校地域人材育成会議(以下、会議という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 会議における主な検討事項は、次のとおりとする。

- 一 企業ニーズに応じた人材育成の在り方について
- 二 地域と一体となったキャリア教育について
- 三 伊賀版デュアルシステムについて
- 四 その他の必要な事項について

(組織)

第3条 会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 会議に座長を置き、新総合専門高等学校長をもって充てる。ただし、同校開校までの間は、上野工業高等学校長をもって充てる。

3 座長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。

2 委員は、再任されることができる。

(調査委員会)

第5条 会議のもとに、必要に応じて調査委員会を設置することができる。

2 調査委員会は、テーマに応じて座長の指名する関係者で構成する。

(会議)

第6条 会議は、座長が召集し、座長が議事運営する。

2 会議の庶務は、新総合専門高等学校において処理する。ただし、同校開校までの間は、上野工業高等学校において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関する必要な事項は座長が定める。

附則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。